



弥 富 市 に 転 入 さ れ た 方 へ



チェック	対象となる方	担当課	弥富市での手続き及び持参するもの
	個人番号カードをお持ちで、個人番号カードを持参しなかった又は代理人が転入手続きを行った方	市民課	個人番号カードの住所変更を行いますので暗証番号を確認し、個人番号カードをお持ちください。転入後、90 日を経過するとカードが失効し、利用できなくなります。また、代理人が行った場合は、市民課へお尋ねください。
	全てのみなさん	環境課	・ごみの出し方について確認してください(ごみ収集日・搬出場所等)。分別カレンダーなどをお渡しします。
	犬の飼育者		・犬の飼育者は住所変更等の手続きをしてください。
	国民健康保険に加入する方(★) ※	保険年金課	★勤務先の保険に加入している方や、生活保護を受けている方以外は、必ず国民健康保険に加入しなければなりません。
	国民年金に加入する方(★)※H30.3～		・基礎年金番号の分かるもの、離職票(喪失証明書) ★厚生年金等を喪失された 60 歳以下の方は手続きが必要です。
	国民年金に加入されている方※H30.3～		・国民年金保険料の育児免除制度に該当の方は、手続きが必要となる場合がありますので、保険年金課へお尋ねください。
	年金を受給している方		原則不要です。
	子ども・母子等・障がい者・精神障がい者・後期高齢者福祉医療に該当する方		健康保険の資格が確認できるもの(マイナンバーカード、資格確認書、資格情報のお知らせ など) ※マイナンバーカードの方は暗証番号4桁の入力が必要となります。 子ども医療以外の方の資格条件やその他の持ち物については、保険年金課へお尋ねください。
	後期高齢者医療制度に加入の方 ※		後期高齢者医療資格確認書・負担区分証明書(県外から転入の方)
	身体障がい者手帳・療育手帳を所持している方 ※	福祉課	・手帳の住所変更手続き ・市扶助料等の申請 手帳、手帳所持者の預金通帳 ※療育手帳所持者で、県外より転入の方は、手帳交付時に市扶助料申請をしていただきます。
	精神障がい者保健福祉手帳を所持している方 ※		・手帳の住所変更手続き ・精神障がい者給付金の申請 手帳、手帳所持者の預金通帳 ※県外より転入の方は、手帳交付時に給付金申請をしていただきます。
	自立支援医療(精神通院)を受けてみえる方 ※		・住所変更手続き 自立支援医療費受給者証(精神通院)、健康保険の資格が確認できるもの(マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ など) (持ち物等詳しくは、福祉課までお尋ねください。)
	障がい福祉サービスを受けてみえる方 ※		・申請手続き 障がい福祉サービス受給者証(写)、障がい支援区分認定証明書 (持ち物等詳しくは、福祉課までお尋ねください。)
	特別児童扶養手当に該当する方 ※		・既に受給されている方、新規の方は、手続きが必要です。 (持ち物等詳しくは、福祉課までお尋ねください。)

裏面もご覧ください。

チェック	対象となる方	担当課等	弥富市での手続き及び持参するもの
	65歳以上の方。40歳以上の方で要介護認定を受けている方 ※	介護高齢課	・介護保険被保険者証の交付申請手続き ・要介護認定申請等の手続き(前住所地で要介護認定を受けていた方は、受給資格証明書が必要)
	児童手当に該当する方 ※ (高校終了前の児童を扶養している方)	児童課	新たに認定請求の手続きが必要です。 <u>請求者の手当振込先金融機関の通帳</u> をご持参ください。 (詳しくは、児童課までお尋ねください。)
	児童扶養手当・遺児手当に該当する方 ※		既に受給されている方、新規の方は、手続きが必要です。 (持ち物等詳しくは、児童課までお尋ねください。)
	小中学校に在学する児童生徒がみえる方	学校教育課	市役所4階にある学校教育課窓口までお越しください。 また、就学援助を希望される方は、その際にお申し出ください。
	新築家屋を建築された方、 新築建売住宅を購入された方	税務課	固定資産税を決定するための家屋調査が必要です。(税金や住宅ローン控除のご説明、建物の内外観調査) 税務課窓口(市役所2階)もしくはお電話(0567-65-1111 内線 214)にてご予約をお願いします。
	市内に土地もしくは家屋を所有されている方		固定資産税納税通知書の送付先を変更してください。
	軽自動車(原付等を含む)を所有されている方		《原付・小型特殊・ミニカー》 他市町村のナンバーをお持ちの方⇒ナンバープレート・標識交付証明書 ※他(原付等以外)は、下記にお尋ねください。 《三輪・四輪の軽自動車》 軽自動車検査協会 愛知主管事務所 電話(050-3816-1770) 《二輪の軽自動車・二輪の小型自動車》 中部運輸局 愛知運輸支局 電話(050-5540-2046)
	妊娠している方 未就学児の保護者の方	健康推進課	・妊娠している方は、妊婦健診受診票等の交換の手続きが必要です。母子健康手帳・妊婦健診受診票等一式をご持参ください。 ・健診・予防接種等のご案内をします。母子健康手帳、乳児健診受診票等一式、お持ちであれば予防接種予診票をご持参ください。

上水道についてのお問合せ ⇒ 海部南部水道企業団 電話0567-32-3111(代)

(注意)このお知らせは、各種手続きの中で弥富市に対する主な一例ですので、個人により他の届出がある場合がありますのでご注意ください。

※の印がついている対象の方へ

申請書等にマイナンバー(個人番号)を記入していただきますので、窓口では、ご本人確認のための書類と併せて、個人番号を確認できる書類をご用意下さい。

詳しくは各担当課へお問合せください。

令和8年10月1日更新